

(様式2)

資料No.3

戸塚区連合町内会自治会連絡会6月定例会 議題

所管部署：戸塚消防署

議題名：住宅用火災警報器の一斉点検の実施について

お願いしたいこと

事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

(参考) 例年お願い・説明しているものです。

(前は、令和7年 5 月の区連会で説明しています。)

<問合せ先>

担当部署 戸塚消防署総務・予防課予防担当

担当者名 大場・小川

TEL 881-0119 FAX 881-0119

Email sy-totsuka-sy@city.yokohama.lg.jp

令和8年6月18日

自治会・町内会長 各位

戸塚消防署長

住宅用火災警報器の一斉点検の実施について（御依頼）

日頃から、地域における防火防災に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成23年の設置義務化から、今年で15年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

つきましては、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の一斉点検」を実施していただき、**定期的な点検と10年を目安とした本体交換を周知**するとともに、より一層の地域防災力向上の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

1 住宅用火災警報器一斉点検とは

防災訓練前後など、地域で実施日時を決め、一斉に点検していただくものです。

消防署と連携し、地域で一斉に鳴動させることで、火事と勘違いされる心配がなく、点検に抵抗のある方の点検促進や御自身での点検が困難な方へ効率的な支援が期待されます。

2 一斉点検の流れ（例）

- (1) 点検日時を決定し、掲示板等により周知します。（別添1参照）
- (2) 点検日時が決定しましたら、**消防署へ事前の連絡**をお願いします。
- (3) 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。

※可能であれば、地域において作動状況の結果確認等を行っていただき、必要に応じて、設置・点検・交換が必要な世帯への支援等を御検討ください。また、高齢者や障害者等、本人や家族による取付けが困難な方は、取付支援を行っておりますので消防署に御相談ください。

3 その他

- (1) 点検方法や周知の文面等、サポートさせていただきますので、実施を検討される際には、担当まで御連絡ください。
- (2) 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、点検時は安全に実施するよう、十分御注意ください。
- (3) その他、御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

【担当】戸塚消防署総務・予防課

大場・小川

電話/FAX 045-881-0119

〇〇自治会・町内会の皆様へ

〇月〇日(日)の9時00分～ 住宅用火災警報器の一斉点検を行います

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから今年で15年になります。

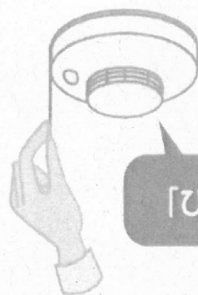
本体の寿命は約10年です。古くなるとセンサー等の寿命により火災を感知しなくなることがあります。定期的に点検をして、いざという時に備えましょう！

〈点検方法〉

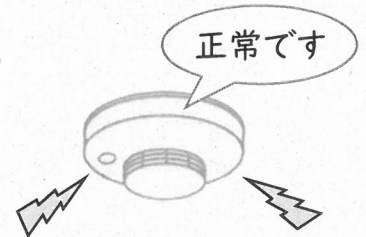


「ボタンを押す」

または



「ひもを引く」



正常を知らせる音声や
警報音が確認できればOK!

-----確認用フローチャート-----

台所・寝室・(寝室が2階以上の場合)階段に住宅用火災警報器が設置されている

全て設置済

一部設置済

設置されていない

設置から10年経過

している

していない

点検の結果すべて動作良好

はい

いいえ

定期的な点検と適正な
維持管理を継続しましょう

早急に本体を
交換しましょう

未設置部分に
設置しましょう

早急に設置
しましょう